

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」で定めている基準の内容

特定公園施設	対象		条例で定める基準の内容	
(1) 園路及び広場 (第3条)	出入口	幅	120cm以上。ただし、やむを得ない場合は90cm以上。	
		車止めの間隔	車止め相互間の間隔のうち1以上は、90cm以上。	
		水平面	出入口からの水平距離が150cm以上の水平面を確保、ただし、やむを得ない場合は、この限りでない。	
		段	車椅子使用者が通過する際に支障となる段がない。ただし、やむを得ない場合はこの限りでない。段を設ける場合は、傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）を併設する。	
		路面	平たんで滑りにくい仕上げ。	
	通路・ 園路	幅	180cm以上。ただし、やむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50m以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を120cm以上とすることができる。	
		段	車椅子使用者が通過する際に支障となる段がない。ただし、やむを得ない場合は、この限りでない。段を設ける場合は、傾斜路を併設する。	
		縦断勾配	4%以下。ただし、やむを得ない場合は8%以下。	
		水平部分の確保	縦断勾配が3%以上かつ長さが30m以上の区間がある場合は、その途中で長さが150cm以上の水平な部分を設ける。ただし、やむを得ない場合は、車椅子使用者が一時的に停留することができる場所をもってこれに代えることができる。	
		横断勾配	1%以下。ただし、やむを得ない場合は2%以下。	
		路面の仕上げ	平たんで滑りにくい仕上げ。	
		両側の構造	両側は、転落を防ぐ構造。	
		手すりの設置	必要に応じて手すりを設置。	
		縁石の切り下げ	他の通路に接続する部分の幅は180cm以上かつその部分の段差は2cm以下。すりつけ勾配は8%以下。	
		排水溝	つえ等が落ち込まない構造の溝蓋設置。	
	階段	幅	120cm以上。ただし、やむを得ない場合は、この限りでない。	
		手すりの設置	構造	手すりが両側に設けられている。ただし、やむを得ない場合は、この限りでない。
			点字	手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付ける。
		段の構造	回り段	回り段がない。ただし、やむを得ない場合は、この限りでない。
			構造	段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない。
両側の構造	両側には、立ち上がり部が設けられている。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。			

特定公園施設	対象		条例で定める基準の内容
		路面	平たんで滑りにくい仕上げ。
		傾斜路の設置	傾斜路を併設しなければならない。ただし、特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代えることができる。
	傾斜路	幅	120cm 以上。ただし、階段又は段に併設する場合は、90cm 以上。
		縦断勾配	8 % 以下。
		横断勾配	設けない。
		路面	平たんで滑りにくい仕上げ。
		踊り場の設置	高低差が 75cm を超える傾斜路にあつては、高さ 75cm 以内ごとに踏幅 150cm 以上の踊場を設置。
		手すりの設置	両側に設ける。ただし、やむを得ない場合は、この限りでない。
		両側の構造	立ち上がり部を設置。ただし、側面が壁面である場合はこの限りでない。
		視覚障害者誘導用ブロック	下記の箇所に設置。 ただし、出入口と駐車場の間はこの限りでない。 ・都市公園の敷地に接する道路と出入口との間の経路 ・通路の要所その他の特に視覚障害者の注意を喚起することが必要と認められる場所 ・階段の上端及び下端に近接する通路又は広場並びに踊場の部分 ・傾斜路の上端及び下端に近接する通路又は広場の部分
		その他	高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他的高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設置。
(2) 屋根付広場 (第 4 条)	出入口	幅	120cm 以上。ただし、やむを得ない場合は、80cm 以上。
		段	車椅子使用者が通過する際に支障となる段がない。ただし、やむを得ない場合はこの限りでない。段を設ける場合は、傾斜路を併設する。
	広さ	車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保。	
(3) 休憩所及び 管理事務所 (第 5 条)	出入口	幅	120cm 以上。ただし、やむを得ない場合は、80cm 以上。
		段	車椅子使用者が通過する際に支障となる段がない。ただし、やむを得ない場合はこの限りでない。段を設ける場合は、傾斜路を併設する。
		戸	幅
	構造		高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造。
	カウンター	設ける場合は、1 以上は車椅子使用者の円滑な利用に適した構造。ただし、常勤する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合はこの限りでない。	

特定公園施設	対象	条例で定める基準の内容	
	広さ	車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保。	
	便所の設置	便所を設ける場合は、1以上は下記便所の基準に適合。	
	その他	ベンチ、野外卓その他の施設を設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造。	
(4) 野外劇場及び 野外音楽堂 (第6条)	出入口	屋根付き広場の出入口の基準に準拠。	
	通路	対象	出入口と車椅子使用者用観覧スペース及び便所との間の経路。
		幅	120cm以上。ただし、やむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとした上で、幅を80cm以上。
		段	車椅子使用者が通過する際に支障となる段がない。ただし、やむを得ない場合はこの限りでない。段を設ける場合は、傾斜路を併設する。
		縦断勾配	4%以下。ただし、やむを得ない場合は8%以下。
		横断勾配	1%以下。ただし、やむを得ない場合は2%以下。
		路面	平たんで滑りにくい仕上げ。
		その他	高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設置。
	車椅子 使用者 用観覧 スペース	設置数	収容定員の数が200以下の場合には当該収容定員の数に50分の1を乗じて得た数以上、収容定員の数が200を超える場合は当該収容定員の数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上。
		幅	90cm以上かつ、奥行きは120cm以上。
		段	車椅子使用者が利用する際に支障となる段がない。
		その他	車椅子使用者が転落するおそれのある場所には、柵その他の車椅子使用者の転落を防止するための設備を設置。
	便所の設置		便所を設ける場合は、1以上は下記便所の基準に適合。
(5) 駐車場 (第7条)	車椅子 使用者 用駐車 施設	設置数	駐車台数が200以下の場合には当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。
		幅	350cm以上。
		設置場所	園路又は広場に近接する水平な場所に設置かつ、園路又は広場との間の経路は上記通路の基準に適合。
		表示	車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、車椅子使用者用駐車施設の表示をする。
(6) 便所 (第8～10条)	便所 全般	床の表面	滑りにくい仕上げ。
		男子用 小便器	設置する場合は、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35cm以下）その他これらに類する小便器を1以上設置。

特定公園施設	対象	条例で定める基準の内容	
多機能便房を設置した便所及び多機能便所又は多機能便房	手すりの設置	男子用小便器には手すりを設置。	
	構造	便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内の便房又は、便所自体が高齢者等の円滑な利用に適した構造。	
		設置数	1以上。
	便所	出入口の幅	80cm以上。
		出入口の段	車椅子使用者が通過する際に支障となる段がない。ただし、やむを得ない場合はこの限りでない。段を設ける場合は、傾斜路を併設する。
		出入口の標識	高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識の設置。
		戸の幅	80cm以上。
		戸の構造	高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造。
		広さ	車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保。
	便房	出入口の幅	80cm以上。
		出入口の段	車椅子使用者が通過する際に支障となる段がない。
		出入口の標識	当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識の設置。
		手すり等の設置	腰掛便座及び手すりを設置。
		水洗器具	高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設置。
		戸の幅	80cm以上。
戸の構造		高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造。	
広さ	車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保。		
(7) 水飲場及び手洗場 (第11条)	構造	設置する場合は、1以上は高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造。	
(8) 掲示板及び標識 (第12、13条)	構造	高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造。	
	表示	表示された内容が容易に識別できるもの。	
	標識（案内板）の構造・表示	背景と文字、記号その他の表示要素との色の明度、色相又は彩度の差が確保されたもの。	
	標識（案内板）の配置	特定公園施設の配置又は経路を表示したものは、点字その他の設備を設置。	
	設置場所	特定公園施設の配置を表示した標識を設ける場合は、そのうち1以上は園路及び広場の出入口の付近に設置。	